

奈良県告示第三百八十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
宇陀市榛原下井足 一七の三 宇陀市 役所出納室	宇陀市榛原下井足一七 の三	宇陀市長	令和五年四月三 十日